

月岡浄化センター放流水水質検査業務委託 仕様書

1 業務の内容

(1) 放流水発生場所

月岡浄化センター（新発田市月岡848番地）

(2) 検査項目・検査回数

① 放流水

pH、BOD、COD、SS、大腸菌数、全窒素、全リン（以上月1回）

Cd、CN、有機リン、Pb、六価クロム、As、T-Hg、R-Hg、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1-1ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1-4ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、フッ素、アンモニア、亜硝酸・硝酸、ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、ニッケル、総クロム（以上委託期間中2回）

② 流入水

pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、全窒素、全リン（以上生活系1回・温泉系1回、合計委託期間中2回）

(3) 資格

計量法に基づき、新潟県知事から濃度に関する計量証明事業所に登録を受けた者であること。

(4) 方法

関係法令を遵守し、最も適切な方法により業務を実施しなければならない。

(5) 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

2 委託料に含まれる費用

(1) 業務に必要な人件費

(2) 業務に必要な車両費（運転経費、燃料費、損料等）

(3) 諸経費（検査業務に必要な機械・器具・消耗品その他の経費）

3 その他

(1) 採水日時については発注者と事前協議を行った上で決定すること。

(2) この仕様書に記載がない事項であっても、関係法令を遵守し、業務を実施すること。

(3) 業務の実施について生じた損害は、受注者が負担すること。

(4) 業務の実施に当たり、第三者に損害を与えたときは、受注者がその損害を賠償すること。

(5) 業務を実施した場合は、実施月分を取りまとめ、翌月10日までに業務の検査結果に関する報告書（計量証明事業所の発行する計量証明書）を発注者に提出すること。

4 請求書提出先

新発田市水道局庁舎内下水道課施設管理係 TEL 0254-23-7284

※契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。